

職業がんをなくそう通信

職業がんをなくす患者と家族の会 年会費 個人 1 口 1000 円 団体 1 口 1000 円
近畿労働金庫 天下茶屋支店 (店番号 607) 口座番号 (普通 8773460)
ゆうちょ銀行 ○九九店 (店番 099) 口座番号 (00950-2-0196618)

〒556-0011 大阪市浪速区
難波中 3-17-9 化学一般会館内
発行責任者: 堀谷昌彦
Tel(06)6647-3481
Fax(06)6647-0440
<https://ocupcanc.grupo.jp/>

新年のご挨拶

昨年は、三星化学工業膀胱がん損害賠償裁判判決確定から 1 年が経ち、報告集会をなんとか 5 月 21 日に福井市地域交流プラザ AOSSA で開催することができました。これまでの闘争をまとめた報告集も発行しています。報告集を見ると裁判法廷闘争にとどまらず 2014 年に始まる膀胱がん被害とその労災認定闘争、厚労省要請行動および記者会見 (全国版 TV 放送、各社新聞報道)、労組結成から団体交渉の継続、福井駅前および福井市坂井市三国町での宣伝行動、東京本社 (板橋区) および周辺地域、埼玉工場 (越谷市) および周辺地域 (越谷・川口市) での宣伝行動など様々な取り組みに多くの方々の支援を受けて継続してきたことがわかります。

報告集会で講演された池田直樹弁護団長が言われた「奇跡は一日にしてならず」という言葉を、私はあらためて肝に銘じています。三星化学工業事案だけでなくこれまでの宮野さん石橋さんの職業がん認定闘争を化学一般関西地方本部と支援する方々が闘い続けて来た歴史があってこそ、今回の奇跡に繋がっているのだということ。

今後も膀胱がんの発症や再発、重複がんの労災認定、退職者が増える中での労組の今後のあり方等多くの不安や課題がありますが、新たな支援活動を含め、運動の継続を仲間と誓いたいと思います。



大手アパレル会社に勤める F さんの職業性膀胱がんの「療養補償給付不支給処分取消請求 (労災認定を求める)」裁判の判決が 10 月 14 日東京地裁にてありました。国側の言い分を鵜呑みにして非常に厳しい立証責任を原告に押し付け F さんの請求を棄却するという不当判決でした。

「職業性膀胱がん患者 F さんの労災認定を支援する会」 (働くもののいのちと健康を守る東京センター内) は、東京高裁に控訴した F さんをひきつづき支援していくことを決め、現在団体署名と個人署名に取り組んでいるところです。

F さんは中国における縫製工場でアゾ染料のばく露を受けましたが、その発がん性を知らされず身体が汚れることも省みず一生懸命品質管理・生産管理業務に従事し帰国後 42 歳の若さで膀胱がんを発症しその後 3 回の再発を経験しています。

まじめに働いてがんになっても労災として認められない。こんなことはあってはならないと強く思います。F さんの裁判は 4 年目に入りました。みなさんの力強いご支援を心からお願いいたします。

職業がんに苦しむ患者と家族の現状や企業と行政の対応を可視化して広く多くの方々に知ってもらい支援の輪を拓げるためにドキュメンタリー映画 (DVD) を制作し、昨年 8 月から販売を開始しました。カンパと販売額は製作費の 330 万円にまだ 80 万ほど届いておりません。重ねてのご支援をお願いしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

職業がんをなくす患者と家族の会
代表 田中康博

昨年の取り組み

- 01 月 18 日 F さん弁護団会議
- 01 月 25 日 F さん支援する会
- 01 月 29 日 F さん専門家打ち合わせ
- 02 月 14 日 三星化学工業福井宣伝行動
- 02 月 19 日 民法協権利討論集会にて三星判決紹介
- 02 月 21 日 F さん弁護団会議
田中・堀谷より意見書提出
- 03 月 04 日 F さん東京地裁進行協議
- 03 月 08 日 F さん支援する会
- 03 月 10 日 WoodDust 上顎がん事案打ち合わせ
- 03 月 13 日 三星化学工業支部座談会
- 03 月 18 日 F さん弁護団会議
- 03 月 25 日 三星化学工業支部団体交渉
- 03 月 29 日 F さん支援する会
- 03 月 31 日 労働法律旬報誌寄稿打ち合わせ
- 04 月 02 日 職業がん撲滅を目指して DVD 試写会
in 東京
- 04 月 12 日 F さん弁護団会議
- 04 月 16 日 西田陽子さん出版記念会
- 04 月 29 日 労働法律旬報誌寄稿
- 05 月 24 日 ガラス繊維による喘息事案打ち合わせ
- 04 月 19 日 三星化学工業闘争報告集打ち合わせ
- 04 月 27 日 F さん支援する会
- 05 月 06 日 三星化学工業闘争報告集打ち合わせ
- 05 月 13 日 F さん弁護団会議
- 05 月 21 日 三星化学工業損害賠償裁判報告集会
- 05 月 24 日 ガラス繊維による喘息事案打ち合わせ
- 05 月 25 日 F さん弁護団会議
- 06 月 01 日 F さん支援する会
- 06 月 06 日 F さん弁護団会議
- 06 月 10 日 F さん東京地裁審理
- 06 月 13 日 F さん署名検討会
- 07 月 13 日 F さん弁護団会議
- 07 月 20 日 F さん支援する会
- 08 月 01 日 職業がん啓発 DVD 販売開始
- 08 月 04 日 「労働と健康」誌に職業がんに関わる動きと運動の意義について寄稿
- 08 月 05 日 F さん東京地裁審理
- 08 月 26 日 F さん支援する会
- 09 月 14 日 職業がん啓発 DVD 販売オルグ
- 09 月 22 日 F さん支援する会
- 10 月 14 日 F さん東京地裁判決&報告集会
- 10 月 26 日 F さん弁護団会議
- 11 月 04 日 F さん支援する会
- 11 月 17 日 F さん弁護団会議
- 11 月 29 日 F さん支援する会
- 12 月 05 日 F さん弁護団会議
- 12 月 14 日 F さん弁護団会議
- 12 月 16 日 F さん支援する会
- その他「新しい薬学をめざして」誌に
芳香族アミンによる職業がんに関する寄稿 5 回

昨年活動は左記のとおり継続しておりましたが、なくそう通信の発行が滞ってしまい誠にすみませんでした。本年は定期発行に努力いたします。

ガラス繊維による気管支喘息の労災請求事案に関しては、監督署の不支給決定、審査請求と再審査請求での棄却を受け、行政訴訟に関する検討を重ねましたが、請求人が断念されました。私たちはガラス繊維裁断実験を行い裁断時の粉じんが飛散する様子を映像化し追加の証拠として提出して目や気管支への刺激を訴えましたが、労基署の担当調査官は現地に行きながら裁断作業場に直接足を運ばず電話で状況を聞きとるなど調査の方法に問題があったと考えています。

建築労働者の WoodDust による上顎がん事案に関しては遺族の方が提訴を断念されました。認定根拠については滋賀医大北原照代教授の意見書で十分網羅されていると考えますが案件が少ないことが認定の障害になったと思います。建設労働者の疾病については疫学調査ができるだけのデータが存在しているので今後の課題となっています。また上顎がんは非常に稀ながんであるため新たな患者が発生した際のフォローも重要です。

F さんの職業性膀胱がん事案に関しては原告が東京争議団に加わり支援する会にも東京争議団の方が参加いただくなど支援の輪が広がっています。

判決は異国の地でアゾ染料の発がん性も知らされずに必死に働いた原告にばく露の証拠を求める等非常に無理なことを要求し、発がん性が明確な CI 酸性という染料が使用されていたことを原告が目視確認していたことは証拠不十分と退けてしまいました。

繊維業界では過去に多くの職業性膀胱がん患者を発生させており、F さんへの教育や作業時の記録を残すことは本来会社の責任で実施されていなければなりません。田中康博会長の年初あいさつにありますが一生懸命仕事をして後にがんになった時当時の記録や発がん性の厳密な証明を被災者に求め救済をしないのはどう考えてもおかしいです。啓蒙 DVD の中で関西労働者安全センターの片岡明彦氏は労働者の人生は職業がんの発症と共に一変してしまうと言及しています。治療等で肉体的精神的経済的に損害を被っている患者に過大な立証責任は課せられるべきではありません。

職業がんの撲滅を目指す啓蒙 DVD は有限会社ロングラン都鳥伸也監督のもと一昨年の春から撮影を始め昨年 8 月から販売を開始しました。今後上映会や学習会、販売オルグなどを通じて啓蒙 DVD を多くの方々に観ていただきたいと思います。

※DVD 購入は患者と家族の会 HP サイトから可能。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

事務局長 堀谷昌彦